**令和3年度名古屋市天白区社会福祉協議会**

**パソコン・タブレット購入助成金（新型コロナウイルス感染症対策）助成要綱**

１（趣旨・目的）

　コロナ渦で機会の増加が見込まれるオンラインでの会議・事務連絡・事業実施に向け、標記の通信機器の購入にかかる経費を助成するもの。なお、この助成金は令和3年度限定とする。

２（助成対象）

　各学区地域福祉推進協議会（１７学区）

３（対象物品）

　パソコン及びタブレット。ただし個人譲渡、中古業者からの購入等、製品に対するメーカー保証が付属しないものは対象外とする

　また、助成対象は本体購入にかかる経費とし、付属品等の購入、インターネット設備及びその付属工事の経費は対象外とする。

４（助成金額と交付）

　１学区１台８０，０００円を上限とし、必用実額とする。購入にあたり不足が生じる場合は、各学区の財源を充当すること。

　なお、交付については全て指定口座への振り込みとする。また、購入後助成金に余剰が生じた場合は報告書類提出時に合わせて返金するものとする。

５（申請書の提出）

申請書に必要事項を記載し、添付書類と合わせて期限までに本会へ提出するものとする。なお、助成金交付以前に購入済みの物の申請は受理しない。

６（報告書の提出）

報告書に必要事項を記載し、添付書類と合わせて購入後2週間以内に本会へ提出するものとする。また返還金がある場合は本会指定口座への振り込み、または現金で返還するものとする。

７（交付申請書の受付期間）

令和３年５月１４日（金）までとする。

附則

この要綱は、令和３年４月1日から施行する。